

解体工事の適正な施工確保に関する検討会 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は「解体工事の適正な施工確保に関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 検討会は、建設業法の改正に伴い、解体工事業が新設されることを受け、解体工事の適正な施工を確保するため、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討を行うことを目的とする。

（構成）

第 3 条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

（会議）

第 4 条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

3 検討会の議事は、非公開とする。

4 検討会資料は、国土交通省ホームページにおいて公開することを原則とする。

5 検討会における議事要旨については、あらかじめ委員に確認の上、国土交通省ホームページにおいて公開するものとする。

（事務局）

第 5 条 検討会の事務局は国土交通省土地・建設産業局建設業課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第 6 条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、平成 26 年 8 月 4 日から施行する。

解体工事の適正な施工確保に関する検討会 委員名簿

朝 吹 香菜子	国土舘大学理工学部准教授
笠 井 哲 郎	東海大学工学部教授
◎嘉 納 成 男	早稲田大学理工学術院教授
角 田 誠	首都大学東京都市環境学部教授
湯 浅 昇	日本大学生産工学部教授

◎座長 (五十音順、敬称略)